

韓国における収容者の子どもの実態と課題

—「収容者の子ども人権状況実態調査」から—

東洋大学大学院 羅 妍智

1 研究背景・目的

子どもの権利条約では、子どもに対するいかなる種類の差別もなしにする「差別の禁止」(第2条)、子どもにかかわるすべての活動において子どもの最善の利益が第一次的に考慮される「子どもの最善の利益」(第3条)、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する「生存・発達の権利」(第6条)、子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の意見を表明する権利を保障する「子どもの意見の尊重」(第12条)があることを明示している。また、子どもが親の意思に反して親から分離されないことを確保する権利、そして親の一方または双方から分離されている子どもが定期的に親双方との個人的関係および直接の接触を保つ権利があるとしている(第9条)。しかしながら、収容者の子どもはこれらの権利が保障されていないにもかかわらず、「犯罪者の子ども」であることで差別や偏見を受け、支援の手が届きにくくなっていることが現状である。

本研究では、韓国における収容者の子どもへの支援を考えるために、韓国でおこなわれた収容者の子ども人権状況実態調査報告書を分析することを目的とする。

2 「収容者の子ども人権状況実態調査」の概要

この調査は2017年(社)児童福祉実践会セウムがおこなった国家人権委員会の調査研究である。収容者の子どもの人権状況を調査し、権利保障のための社会的支援案を提案することを目的とした。収容者の子どもへの支援は子どもの権利保障と危機児童の保護、社会安定のために必要であることを理解したうえで、収容者アンケート調査、子どもの養育者・保護者アンケート調査、収容者の子ども深層面接、デルファイ調査、文献調査、

政策討論会の6種類の調査をおこなった。そのうち、収容者アンケート調査、子どもの養育者・保護者アンケート調査を今回の分析対象とした。

3 収容者の子ども現状および実態—収容者アンケート

本調査は収容者を対象とし、収容者の子どもの生活実態に把握することを目的とする基礎調査である。2017年6月15日から2週間、調査に応じていない収容者を除外したすべての収容者にアンケート用紙を配布した全数調査でおこなわれた。全国53か所の矯正機関で回収された42,354部(総収容者の約80%)の回答から、回答が不十分なものを除き、40,936部をSPSS(IBMの統計解析ソフト)で分析した。

韓国における収容者の子どもは、1日平均約22,000人、年間約54,000人であり、韓国19歳未満人口の約0.5%を占めている。収容者の子どもは収容者の配偶者や家族が育てられていることが多いが、子ども同士や知人、施設などで育てられているケース、子どもの状況がわからないケースもある。また、収容者(本人)の80%は収容される前に子どもと同居しており、89.5%が子どもの養育費負担をしていたため、収容後は経済的に厳しくなりやすい状況である。

収容者の子どもを学校教育年齢に分けると、小学生である満7歳～満12歳が33.7%で最も多く、学齢期以下である満7歳未満が25.8%の順であり、年齢別では比較的均等に分布されている。また、親の収容事実を知っている子どもより、知らない子どもが2倍以上多い中で、年齢が低いほど親の収容事実を知らない比率が高かった。収容者の子どもの6.3%は親が逮捕される衝撃的な場面を目撃していた。

収容者アンケート調査を通し、収容者の子どもの養育・保護のための支援、発達段階に合う支援、

子どもがいる状況での警察の逮捕規定・制度の必要性、子どもの知る権利と接見権の保障などが子どもに必要な支援として取り上げられている。

4 調査 収容者の子ども成長環境 —養育者アンケート調査

本調査は収容者の子どもとともに暮らしている養育者を通し、収容者の子どもの生活状況を把握することを目的とした。2017年6月26日から8月12日まで、全国8か所の矯正機関社会復帰課に調査を依頼し、調査のため訓練された調査員が刑務所に接見に来ている家族を対象に面接調査を実施した。また、4か所の矯正機関において「家族愛キャンプ」に参加した家族のうち、未成年の子どもを養育している家族を対象にアンケート調査を実施した。260部の回答から、回答が不十分なアンケート用紙を除き、242部をSPSSで分析した。

収容者の子どもは「子どもの親」がひとり親として養育するか、祖父母、親戚など家族が養育することが多かったが、子ども同士で生活していることもあった。親の収容事実を知らない子どもが多く、養育者は子どもに親の収容事実を知らせたくない傾向が強かった。養育者は子どもの養育上、「経済的困難」と「収容された親の役割を代わりにすること」に最も困難を感じており、とくに生活保護を受けている家族が韓国全体2.3%より5倍も多い11.9%であり、深刻な貧困状態にあることがわかった。子どもは経済的問題だけではなく、多様な心理的・情緒的問題を抱えていた。

養育者アンケート調査を通し、子どもを養育していく中での安定的養育・保護のための支援、親の収容による貧困問題の解決、子どもの知る権利の保障と心理・情緒的支援が子どもに必要な支援として取り上げられている。

5 「収容者の子ども人権状況実態調査」 の意義と課題

「収容者の子ども人権状況実態調査」は収容者

の子ども的人口や子どもの生活状況、人権状況を把握するための基礎調査として非常に重要である。とくに、収容者更生の視点ではなく、「子ども」と「子どもの権利」そのものに焦点を当てていることに意義がある。

現在、韓国において「収容者の子ども」支援は初期段階である。この調査に基づき、収容者の子どもを支援する支援団体では貧困状態にある子どもへの奨学金支援や面会支援、認識改善プログラムなど多様な活動をおこなっている。法務部（法務省）も支援団体と連携し、「子どもにやさしい家族接見室」を設置、安らかな雰囲気で見守れる場をつくっている。しかしながら、「収容者の子ども」を対象とする政策や国・自治体レベルでの支援はまだ少ないため、民間団体の支援や生活保護、緊急支援、ひとり親家族支援法などの既存政策に依存している限界がある。「収容者の子ども」という状況はとて複雑な問題に直面するため、その状況に合う支援が必要となる。

6 自分の研究での活用

国家人権委員会の調査「収容者の子ども人権状況実態調査」は、収容者の子ども支援政策の土台となる情報を得ることに比重を置き、人口規模から家庭環境、経験まで幅広い内容を調査している。この調査を読み上げる中で、気になっている点は以下の5点に集約できる。

- ①親の収容事実を知らない子どもの状況
- ②養育状態による子どもの状況
- ③「収容者の子ども」の観点と「収容者の家族（加害者家族）」の観点での支援の差異
- ④収容者の子どもに対する直接的支援と間接的支援（家族・地域）の差異
- ⑤刑事事件の段階による子ども（家族）の状況とその支援

これらの疑問点を解明することを通して研究を組み立てたい。